

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度 第1回枚方市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和2年10月1日（木）
開 催 場 所	書面にて開催
出 席 者	<p>（委員）</p> <p>会 長 森 詩 恵</p> <p>委 員 山 條 敏 和・川 元 美智子・室 田 博 子</p> <p>中 川 正 博・福 島 巧・藤 本 良 知</p> <p>山 田 誠・松 田 伸 一・山 羽 徹</p> <p>宮 腰 正 基・多 田 淑 子・中 村 加 枝</p> <p>伊 藤 寛・和 田 賢 次・石和田 隆 之</p> <p>高 山 健・西 本 大 輔</p>
欠 席 者	<p>（委員）</p> <p>佐 藤 千 景</p>
案 件 名	1. 国民健康保険事業の現状について（報告事項）
提出された資料等の 名 称	<p>1. 次第書</p> <p>2. 委員一覧表</p> <p>3. 令和2年度第1回国民健康保険運営協議会資料</p> <p>4. 令和2年度第1回国民健康保険運営協議会資料説明</p>
決 定 事 項	国民健康保険の現状について協議した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	市民生活部 国民健康保険室

審 議 内 容

事 務 局

事務局による書面での資料説明

(1 ページ)

○【図1】 国民健康保険事業における主な資金の流れとしては、上向きの青い矢印が二つありますが、①の矢印が被保険者から納めていただく保険料、②が市町村の特別会計から都道府県の特別会計に納める事業費納付金を表しています。下向きの青い矢印が二つありますが、④の矢印が医療機関等に支払う保険給付費を表し、これに必要な費用が都道府県からの保険給付費等交付金で賄われることを③の矢印で表しています。

(2 ページ)

○【表1】 歳入合計(A)から歳出合計(B)を差し引いた令和元年度の実質収支は、3億4,165万1,621円の黒字となっています。右側の歳出の欄の上から8段目に示すとおり、財政調整基金に7億2,768万2,000円を積み立てたので、単年度収支としては、3億9,345万2,846円の赤字となりました。

○【表1】 歳入の1.国民健康保険料が、1ページの【図1】上向き矢印①の保険料に対応しています。歳出の5.国民健康保険事業費納付金が、同じ図の上向き矢印②に対応しています。歳入の2.府支出金が下向き矢印③、歳出の2.保険給付費が下向き矢印④にそれぞれ対応しています。

○【表2】 参考として令和2年度当初予算をお示ししています。

(3 ページ)

○【表3】 平成30年度の制度改革により、市町村特別会計の構造が旧制度から大きく変わりました。そのため、歳入・歳出とも、費目の構成が変化しています。令和元年度に国民健康保険財政調整基金を新設したため、歳出の⑫基金積立金を計上しています。

○【表4】 前項の表、歳入の⑦繰入金について、市の一般会計からの繰入金の内訳を示しています。職員給与・事務費等分を除いて、繰入金は府の特別会計に納付する事業費納付金に保険料と共に充てられます。法定外の繰入金である地方単独事業減額調整分とは、都道府県又は市区町村が実施する子ども医療費などの独自助成に対し保険給付費の国庫定率補助が減額されますが、その補填をするものです。未就学児医療費についての国庫補助減額は平成30年度に廃止されました。

(4ページ)

○【表5】 被保険者数は、75歳に達する方が後期高齢者医療制度に移行することから、減少が続いています。

○【表6】 【図4】 団塊の世代（昭和22年から昭和24年まで生まれ）が70歳以上に達したため、70～74歳の年齢区分の被保険者数、構成比ともに増加しています。

(5ページ)

○【表7】 国民健康保険の保険料は、医療費など保険給付に充てられる基礎賦課額（表では<医療分>と表記しています。）、後期高齢者医療制度に拠出する後期高齢者支援金等賦課額（<後期分>）、40歳～64歳の被保険者から介護保険料として徴収する介護納付金賦課額（<介護分>）の三要素で成り立っています。世帯主に賦課する保険料額は、三の要素ごとに世帯に属する被保険者それぞれの所得額（基礎控除後）に所得割率を乗じた額、被保険者均等割額に被保険者数を乗じた額、世帯平等割額（介護分には世帯平等割額は無い）を合計して求めた額となります。

【表7】は、<医療分>、<後期分>、<介護分>の三要素ごとに左右二つに分かれた表となっていますが、左側の平成28年度から令和2年度までの縦5列の表が、本市の保険料率で、右側の令和元年度、2年度の縦2列の表には大阪府の算定する市町村標準保険料率を示しています。平成30年度の制度改正後6年間（令和5年度まで）の激変緩和措置期間にあることから、現在本市では市町村標準保険料率と異なる独自料率を採用しており、令和6年度には府内全市町村が市町村標準保険料率に統一することになります。表の各年度右側の列に示す賦課割合において、市町村標準保険料率と乖離があり、令和6年度の保険料統一までに段階的に変更する必要があります。

(6ページ)

○【表8】 令和元年度の保険料現年度分調定額（軽減措置や減免などを適用した後の、実際に徴収すべき額です。）は、平成30年度に比べて一世帯当たり3,615円、被保険者一人当たり3,680円の増加となっていますが、制度改正前の平成29年度との比較では、一世帯当たり1,836円の減少、被保険者一人当たりは1,589円の増加となっています。

○【表9】 この表の所得は、給与所得控除、年金所得控除や事業所得の経費を控除した後の額をいいます。令和元年度の所得階層別世帯数は、構成比で見ると、平成30年度に比べて150万円以下の所得区分で2.0ポイント増加しており、上位の所得区分ではいずれも減少しています。

(7ページ)

○【表10】 保険料負担の厳しい所得の低い被保険者層については、保険料のうち応益部分（被保険者均等割額、世帯平等割額）を軽減する制度が設けられています。軽減の割合は令和2年度の場合、所得が33万円（＝基礎控除額）以下の世帯では7割、所得が基礎控除額＋（28万5千円×世帯人数）以下の世帯では5割、所得が基礎控除額＋（52万円×世帯人数）以下の世帯では2割の軽減となっています。65歳以上の被保険者の年金所得からはさらに15万円を控除し、判定します。

例として2人世帯の場合は、 $(33万円 + (28万5千円 \times 2人)) = 90万円$  以下の世帯では5割軽減、 $(33万円 + (52万円 \times 2人)) = 137万円$  以下は2割軽減となります。

「（参考）軽減判定所得の推移」の表のとおり、5割軽減、2割軽減の判定に係る額は年々引き上げられています。

○【表11】 保険料の減免については、平成30年度から大阪府国民健康保険運営方針に基づく統一基準により実施しています。市独自の児童扶養減免は、保険料府内統一となる令和6年度までに見直す必要があります。

○【表12】 保険料収納率は、平成27年度から年々改善しています。令和元年度は、平成30年度と比較して0.68ポイント向上し、92.65%となり、平成30年度の全国市部平均を上回りました。収納率向上の取り組みについては、12ページ「4. 令和元年度の主な取り組み実績について（1）国民健康保険特別会計における財政健全化の取り組みについて」をご覧ください。

(8ページ)

○保険給付の状況は、【表13】療養諸費費用額で見ると、年々減少傾向にあります。これは、被保険者数の減少によるものと考えられます。一方、【表14】一人当たり療養諸費、【表15】高額療養費の推移を見ると、一人当たりの医療費は増加傾向にあり、高額療養費も増加しています。これは、被保険者の高齢化や医療の高度化が背景にあると思われます。

(9ページ)

○【表16】 償還払いによる診療費、コルセットなどの補装具の他、柔道整復施術（整骨院・接骨院等）や医師の同意によるアンマ・マッサージ、ハリ・キウ施術に係る療養費があります。柔道整復療養費は、平成27年度より1億9,394万円減少し、被保険者一人当たりでは1,103円減少し4,465円となりました。

○【表17】 任意給付のうち、精神・結核医療給付は、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、精神通院医療及び結核医療に係る自己負担に対して助成を行うもので、大阪府内ではすべての市町村国民健康保険で実施しています。

○【表18】 被保険者が海外の医療機関で診療を受け、その費用を負担した場合、我が国の保険診療に適合する範囲について療養費を償還払いで受けることができます。海外療養費等の支給額は、年度によりまちまちなものとなっています。

(10ページ)

○【表19】 保険医療機関から請求があった診療報酬明細書(レセプト)を点検し、不備があったときはレセプトを返戻して確認を求めます。国民健康保険団体連合会による一次点検に加え、枚方市では委託事業者と点検専門員(非常勤職員)の併用による二次点検を実施しています。

○【表20】 本市によるレセプトの二次点検の結果、請求内容が医学的に見て適当と認められないものや、過剰・重複と認められるもの等について、国民健康保険団体連合会に置かれる診療報酬審査委員会に減点査定を求めるものです。

○【表21】 社会保険加入などにより、国民健康保険の資格を喪失した後、国民健康保険の保険証を提示して受診した場合などには、保険給付した金額の返還を受診した人に求めます。返還金回収の取り組みについては、12ページ「4.令和元年度の主な取り組み実績について (3) 保険給付の適正化について」をご覧ください。

○【表22】 交通事故など第三者の行為が原因で保険診療を受けた場合、保険給付した金額の賠償を加害者である第三者に求めます。第三者行為に起因すると思われるレセプトを発見した場合、被保険者に確認を行い「第三者行為による傷病届」の提出を促しています。

(11ページ)

○【表24】 特定健康診査の受診状況、【表25】 特定保健指導の実施状況は、平成30年度に比べて、いずれも減少しました。【表27】 休日健診の状況の実施者数の減少も含めて、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるものと考えます。その他の保健事業の取り組みと合わせて、詳細は、13ページ「4.令和元年度の主な取り組み実績について (4) 保健事業等について」を参照ください。

委員による質問と事務局の回答	
委員	<p>(資料2 ページ 表1 について)</p> <p>単年度で今年度は実質黒字となったとのことですが、黒字になった主たる要因についての概要をご説明ください。</p>
事務局	<p>黒字の要因としては、保険料の滞納繰越分（前年度以前の保険料で未納になっていた分）の収納が多かったこと、事業費納付金の財源に算定されていない（大阪府に納める必要がない）保険者努力支援分の特別交付金が獲得できたことなどがあります。</p>
委員	<p>(資料2 ページ 表1 について)</p> <p>財政調整基金についての趣旨及び使い道等についてご説明ください。</p>
事務局	<p>平成29年度から黒字になった結果生じた剰余金を地方自治体の財政運営のルールを踏まえ、基金として積み立てたものです。使い道としては、保険料が十分に収納できず、大阪府への事業費納付金の財源に不足が生じたとき、大阪府から借金ができますが、その返済は後年の保険料に上乘せする形で行う必要があります。財政調整基金は、保険料収納不足があっても借金をせずに済むよう備えるものです。</p>
委員	<p>(資料2 ページ 表1 について)</p> <p>2月に開催された令和元年度第2回運営協議会において事務局側から国保特別会計の黒字分を原資として財政調整基金を運営するとの説明がありましたが、表1を見ると令和元年度の黒字は約3億4,100万円となっています。したがって説明のとおりであれば、この金額が原資となりますが、歳出を見ると約7億2,700万円が基金の積立金として計上されており、令和元年度の収支は逆に約4億円の赤字となっています。これは方針変更なのか説明願います。また、この基金はどのような場合にどのような手続きによって投入するのか、併せお伺いします。</p>
事務局	<p>財政調整基金は、前年度の繰越金を原資として積み立てます。令和元年度は、平成30年度の繰越金約7億3,510万円から府への償還金として必要な約740万円を差し引いた、約7億2,770万円を原資として財政調整基金として積み立てを行いました。なお、単年度収支は、実質収支から繰越金（表1 歳入の5）を差し引いたもので、約4億円の赤字となっていますが、累計での実質収支は令和元年度も約3億4,100万円の黒字を計上しています。</p> <p>また、財政調整基金は、保険料が十分に収納できず大阪府への事業費納付金の財源に不足が生じた場合に、大阪府から借金をせずに納付金を納めるために、議会の承認を経て投入するものです。</p>

委員	<p>(資料3ページ 表3について)</p> <p>実質収支が平成29年度から急にプラスに転じました。内容の区分が変化したとはいえ 全体として改善した背景があったのでしょうか。</p>
事務局	<p>平成30年度からの都道府県広域化を迎えるに当たり、各市町村においてはそれまでの累積赤字を解消することが求められていました。枚方市においては、平成26年度から広域化準備財政安定化分として一般会計から累計で10億5千万円の繰り入れを行い、保険料徴収率の改善とあいまって、累積赤字を解消できたものです。</p>
委員	<p>(資料5～7ページ 表7～12について)</p> <p>① 令和6年度の府内統一保険料実施に向けて、枚方市としても保険料率、賦課割合を調整して行かれると思いますが、統一実施年である令和6年度における保険料率や賦課割合について、大阪府から目安(目標)又は確定の数値は示されているのでしょうか。</p> <p>② 制度改正から2年度経過しましたが、大阪府の定める市町村標準保険料率に比べて、枚方市の場合は均等割、平等割が低く抑えられており、逆に所得割の料率・賦課割合が高くなっています。</p> <p>所得の低い階層の世帯数の構成比が74%を占めることから、枚方市の賦課方式は現実的であると思いますが、反面、世帯当たりの保険料収納必要額が今後も増加するであろうと思われること、現在講じられている激変緩和のための軽減がなくなることを考えると、市町村標準保険料率・賦課割合に近づけようとすると低所得世帯にとっての負担が増えることになり、枚方市職員の皆さまの努力によって向上してきている収納率にも影響してくるのではないかと危惧しています。</p> <p>以前にも質問させていただいた内容と重複する部分があり、そのときに詳細にご説明いただきましたが、その後に判明したことなどがあればお教えてください。</p> <p>府内統一後の保険料がどうなるのかということが被保険者世帯の大きな関心事の一つであると思いますので(今年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大という特殊事情があり見通しという点で難しいとは思いますが)今後、できるだけ分かりやすい形で広報等していただければと思います。</p>
事務局	<p>① 令和6年度における具体的な保険料率等は示されていませんが、令和2年1月30日に開催された大阪府国民健康保険運営協議会において資料として「大阪府一人当たり保険料額の傾向分析(推計)」が提出されました。</p> <p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5211/00326112/42_12.pdf">http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5211/00326112/42_12.pdf</a></p> <p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/iryouseido/h31unneikyougikai.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/iryouseido/h31unneikyougikai.html</a></p> <p>これによると、令和6年度における大阪府一人当たり保険料額は令和元年度の一</p>

<p>委員</p>	<p>人当たり保険料額と比較して、最大約49.6%、最小でも約28.7%増加する見込みとされています。</p> <p>また、保険料の賦課割合については、応能割（所得割）：応益割（被保険者均等割＋世帯平等割）は50：50を基本とし、これに大阪府における国保被保険者の所得水準を反映させることになるので、毎年度変動することとなります。全国平均の所得水準との比較により、大阪府では、応能割＜応益割の傾向となります。（令和2年度医療分の府内全体での割合は、応能割：応益割は、約45.4：54.6です。）</p> <p>② ご指摘の点については、資料説明の2ページ、【表7】についての後段部分にも記述をしていますが、ご懸念のとおり枚方市における最大の課題と考えています。</p> <p>令和6年度の保険料統一までの4ステップ（→令和3年度→令和4年度→令和5年度→令和6年度）で、着実に行う必要があると考えています。</p> <p>（資料8ページ 表13について）</p> <p>今年度療養諸費用額は減少傾向であるとのことですが、今年のコロナウイルス感染症のひろがりによって、今後、増大することも考えられます。このあたりの影響及び見通しなどがあれば、ご説明いただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>足元の状況では、緊急事態宣言に伴う外出自粛要請の影響から市町村国保（全国集計値）の3月、4月、5月、6月の医療費は、それぞれ前年同月比△2.2%減、△9.5%減、△14.0%減、△2.8%減と推移しています。6月以降は回復傾向も見られることもあり、年度末に向けての増加リスクは見通し困難な状況です。</p>
<p>委員</p>	<p>（資料9ページ 表16について）</p> <p>アンマ・マッサージ、ハリ・キュウの支払い方法について、令和元年10月請求分より受領委任払いに変更されたとのことですが、平成30年度より令和元年度の療養費（特にハリ・キュウ）の額が減少したのは、受領委任払いへの変更が要因なのでしょうか。</p> <p>アンマ・マッサージ、ハリ・キュウの令和元年9月以前請求分の償還払いと代理受領の請求件数および金額、10月以降請求分の請求件数および金額、1件当たりの金額等、並びに平成29年度から30年度の減少要因を含めてご教示ください。</p>
<p>事務局</p>	<p>平成30年度から令和元年度のハリ・キュウの額が減少した理由については、大きな理由としては、被保険者数の減少が考えられますが、受領委任払いとすることで国保連合会での審査が入り不正請求への抑制となるので、受領委任払いへ</p>

<p>委員</p>	<p>の変更も要因の一つだと考えています。</p> <p>令和元年9月以前6カ月分の請求は、事業月報ベースで、アンマ・マッサージが請求件数477件・請求金額合計17,616,024円・1件あたりの金額36,931円、ハリ・キュウが請求件数2076件・請求金額合計33,880,014円・1件あたりの金額16,320円となっています。令和元年10月以降6カ月分の請求は、アンマ・マッサージが請求件数476件・請求金額合計16,360,450円・1件あたりの金額34,371円、ハリ・キュウが請求件数1747件・請求金額合計27,975,720円・1件あたりの金額16,014円となっています。</p> <p>支払方法は、令和元年9月以前6カ月分の全請求2553件のうち、8件の償還払いを除きすべて代理受領です。令和元年10月以降6カ月分の全請求2223件のうち、受領委任2024件・代理受領193件・償還払い6件です。</p> <p>受領委任方式に変更となったことで、国保連を通すこととなったため月遅れの請求が大量に発生したことや、制度変更で国保連からの返戻が多いことなどが減少要因と思われます。</p> <p>平成29年度から30年度の減少要因としましては、特別なことはできていないなか支払金額は減少しているため被保険者数の減少が大きな要因だと考えます。</p> <p>(資料9ページ 表16について)</p> <p>柔道整復について、毎年度、給付支給額が減少しておられます。</p> <p>国保被保険者数の減少による要因が大きいと考えられますが、説明では、一人当たりの支給額も減少とあります。他の保険者が参考になるような取り組みがあればお教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>特別なことはできていないと思っています。患者照会は全件実施することは難しいので、長期、頻回の傾向がある患者を抽出するなど、効率的に実施するよう努めています。保険者として施術所にはたらきかけることは困難なので、柔道整復の適正な利用に関し被保険者への啓発につながる患者照会のやり方を工夫したいと考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>(資料9ページ 表18について)</p> <p>令和元年度の海外療養費が平成30年度と比して激減していますが、これは昨年度から強化した枚方市の外国被保険者の不正防止のための取り組み強化の成果とみられ、評価されるものです。これ以外に理由があれば、説明を願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>平成30年度から令和元年度の減少原因として、ご意見の他の理由としましては、平成30年度支給分は高額な入院費が含まれていましたが、令和元年度は入院費用が無かったためだと考えます。</p>

<p>委員</p>	<p>(資料11ページ 表24について)</p> <p>特定健診の受診率が33%前後という結果が出ており、受診率向上の対策として受診勧奨の通知やポイント付与など工夫されていますが、加えて、医療機関を受診した際にお医者さまから直接、特定健診のお話しをしていただくと説得力もあり受診者も増えるのではないかと考えたりします。</p> <p>お医者さまは忙しいので詳しい話をする時間はないでしょうが、診療時に一言添えていただくと意識付けにはなるのではないのでしょうか。</p> <p>私自身は毎年特定健診を受けさせていただいていますので、血液検査で異常数値があったときなど再検査の手配をしていただくなど、すぐに対処することができます。生活や仕事の見通しを持っています。</p> <p>被保険者にとっては有難い制度なので多くの方に利用していただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>特定健診は枚方市医師会をはじめ、大阪府内医療機関にご協力いただいて実施しております。受診勧奨についても、啓発ポスターの掲示など各医療機関のできる範囲でご協力をいただいております。</p> <p>いただいたご意見も含め、枚方市医師会等関係機関と連携を強化し、被保険者の皆さんがより受診しやすい環境整備を行ってまいります。</p>
<p>委員</p>	<p>特定健診の結果は受けられた医療機関の医師が直接説明する事が原則となっていてと思います。その上で、①異常なし②要観察③要精査④要指導⑤要治療等を指示する事になっています。</p> <p>今年度はコロナ禍のため特定健診の開始が遅れた事、受診抑制の影響で受診率は更に低下する事を危惧します。助成による人間ドックが増加している事を考えると健診項目の増加を検討する必要があると思います。(特に後期高齢者)</p>
<p>事務局</p>	<p>ご指摘のとおり、国民健康保険の人間ドック受診費用助成制度の件数は増加傾向となっています。ただし、この件数は助成制度を利用した件数であり、被保険者の人間ドック受診件数と合致するものではありませんので、被保険者の人間ドック受診件数が増加傾向にあるかは不明です。人間ドック受診費用助成の申請件数が増加していることは、平成30年度に助成金額を増額したことや助成制度の周知方法を見直したことが大きな要因と考えています。</p> <p>国民健康保険の特定健診における基本的な健診項目は、法律に基づいて実施しています。ただし、枚方市内の医療機関で受診する場合は、独自項目として、尿潜血、心電図を基本項目に加えて実施しています。</p> <p>後期高齢者の健診については、フレイル予防の観点から問診票の見直しを行うなど、取り組みが進められているところです。</p>

<p>委員</p>	<p>(資料12～13ページについて)</p> <p>被保険者の医療費削減に繋がる行動変容を促す施策についてお考えがあればお教えいただきたいです。保険料も被用者保険からの拠出金も限界にあり、行政の取り組みにも限度があります。そのような状況で、医療機関が空いている時間帯に受診したいため、診療時間外にかかる、よって時間外加算が算定される、はしご受診など、いかに無駄を省くか、被保険者一人一人に考えていただくことが重要と考えます。受診抑制にはならず、適切に受診していただく、被保険者を指導していくのも保険者の役割と考えます。</p>
<p>事務局</p>	<p>同一月に複数の医療機関から同じ薬効の薬剤の処方が3か月以上連続する被保険者を対象に健康相談を実施しており、病気や薬剤の正しい知識啓発を行うことで医療費の抑制を図っています。</p> <p>また、これまで「医療費のお知らせ」などを通じ、平日の時間内受診の推奨、複数受診の悪影響、後発医薬品の推奨、柔道整復・あはき（アンマ・マッサージ、ハリ・キュウ）施術の適正な利用などについて啓発を行っているところです。昨今レセプト点検において、精神系のはしご受診、高齢者の整形外科の頻回受診、高額ながんの遺伝子検査などが目立っており、今後ご意見をレセプト点検における医療費削減に生かしていきたいと考えます。</p>
<p>委員</p>	<p>医療費抑制のため『複数の医療機関から同じ薬効の薬剤が3ヵ月以上重なって出されている場合健康相談』となっていますが、受診時には患者さんに必ずお薬手帳を持たせて処方重ならないようにはできないでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>健康相談実施時にお薬手帳の有用性や活用について、情報提供をしており、普及啓発に努めています。</p>
<p>委員</p>	<p>(資料13ページについて)</p> <p>スマホによる簡易検診ではどのような項目が検診可能なのでしょうか。文章からはアンケートのようですが、アピールならこれで良いと思いますが、検診ということであれば、やはり客観的指標である最低血圧、採血、検尿は必要と考えます。</p>
<p>事務局</p>	<p>スマホDEドックは当該年度内で満30歳、35歳、39歳の年齢に達する枚方市国民健康保険被保険者に対して事業案内を送付し、スマホまたはパソコンで申し込んだ申請者（先着500名）を対象に実施しています。申し込み後、申請者に簡易的な血液検査キットを送付し、申請者が採血した検査キット等を返送して検査を行うものです。</p> <p>この検査でわかる項目は中性脂肪、総コレステロール、HDL-コレステロール、LDLコレステロール、血糖、HbA1c、AST (GOT)、ALT (GPT)、<math>\gamma</math>-GT (<math>\gamma</math>-</p>

<p>委 員</p>	<p>GTP)、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、総タンパク、アルブミンとなっており、これらは特定健診の血液検査で行う検査項目を網羅しています。</p> <p>血圧測定、検尿は実施しておりませんが、血液検査で自身の健康状態を確認していただく機会を提供することで、本事業の目的である若年期から自身の健康への関心を高め、特定健診受診への意識づけに寄与できていると考えています。</p> <p>(その他)</p> <p>コロナ関連について伺います。国はコロナウイルスの影響を考慮し、保険料の減免や傷病手当に財政支援する方針を打ち出していますが、枚方市においてどの程度の申請が見込まれるのか、その数を参考までに伺います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>9月末実績で、減免については762件で約1億9,000万円、傷病手当金については4件で16万3,000円の申請を受け付けています。申請のピークは過ぎましたが、今後も一定数申請があるものと思われます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>